⑵　当機構東日本地区における平成25・26年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、本部長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　当機構東日本地区における土木工事に係る平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

⑼　当本部（所管事務所を含む）発注工事の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑽　平成16年４月１日から本工事入札公告日までの期間に、元請として施工を完了した土木工事のうち、共同企業体の構成員それぞれが、整地工、道路工及び排水工のすべての施工実績を有すること（但し、別工事でも可。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（当機構、国、地方公共団体、公団、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に工事が完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

⑾　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を共同企業体の構成員それぞれが当該工事に専任で配置できること。

①　平成16年４月１日から本工事入札公告日までの期間に元請として施工を完了した土木工事のうち、整地工、道路工または排水工の何れかを含む土木工事において、監理技術者、主任技術者または現場代理人（共同企業体の代表者以外の構成員にあっては担当技術者以上）としての経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、工事の経験を有することを証明できるもの（契約書の写し、コリンズ等）を添付すること。

②　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者）
・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認資料提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　実際の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記①から④の条件を満たす技術者を配置すること。

⑥　配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。但しその場合は、各構成員について、それぞれ３名を限度とする。

なお、請負契約の締結の日の翌日から30間については、監理技術者又は主任技術者の工事現場への専任を要しない。

⑿　平成24年４月１日から資料の提出期限までの間に、当機構が東日本地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に協定方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）においては、次の条件を満足していること。

①　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⒀　調査基準価格を下回った価格により落札した場合は、品質管理を行う監理技術者を補佐するため、共同企業体のそれぞれの構成員から監理技術者と実績も含めた同等の要件を満たす専任の技術者１名以上を追加配置すること。

なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告すること。

⒁　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、上記⑴から⑿に掲げる条件をすべて満たす者で構成され、かつ、次により構成しなければならない。

①　構成員の数及び組合せ　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格について、上記２⑵に示す認定を受けている者どうし２社の組合せとする。

②　構成員の技術的要件

イ　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

ロ　発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事（整地工、道路工及び排水工を含む土木工事）を施工した経験があること。

ハ　発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　出資比率　各構成員とも、30%以上の出資比率であること。

④　代表者要件　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であってかつ、出資比率が最大であること。

⒂　共同企業体の登録申請等

①　登録申請　本工事の競争入札に参加を希望し、５⑵の申請書及び資料を提出しようとする共同企業体は、事前に当機構の所定様式による「共同請負入札参加審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」及び「委任状」（以下「特定ＪＶ登録申請書等」という。）を提出しなければならない。